

佐野市 公園施設長寿命化計画
第2期

令和7年3月
佐野市

1. 都市公園整備状況

(令和7年 3月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
176 公園	159.59 ha	20.84 m ²

2. 計画期間（西暦） [2025 年度～ 2034 年度（ 10 箇年）]

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
132	11	9	-	2	-	1	-	-	-	-	1	156

②選定理由

計画対象都市公園については、「都市公園法第2条に基づく都市公園（公園又は緑地）」とし、第1期計画（2015年度～2024年度）までは、都市公園147公園を計画の対象とした。第1期計画の策定から10年が経過し、施設の状況が大きく変化していることから、第1期計画で計画の対象としていなかった公園9箇所を新たに追加した。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
8	4	114	484	85	6	79

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
71	-	4	855

②これまでの維持管理状況

都市整備課において管理している佐野市内の公園施設（建築物、遊戯施設、その他施設）を対象に、維持保全（清掃・保守・修繕）を行っている。また、日常のパトロールや地元町会からの報告により、不具合等がみられる施設においては補修や施設の更新を行っている。

スポーツ推進課で管轄しているスポーツを目的とする公園内における公園施設の維持管理においては、公園指定管理者により維持管理を行い、軽度な不具合、損傷部分については、大幅な損傷が生じる前に補修を随時行っている。

③選定理由

本市の公園施設の中で、利用頻度の多い施設や重要な施設を計画の対象とし、事故や怪我を予防していく観点から、子供に遊びを提供するための遊戯施設や比較的規模の大きな休養施設、建築施設、及び利用頻度の多い便益施設を主な対象とした。

事後保全型管理の施設においても、経過年数が長く、劣化状況が変化していることから対象に加えることとした。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

点検調査は、令和6年6月から令和6年10月の期間に、国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】：国土交通省都市局公園緑地・景観課（平成30年10月）」に則り、健全度調査を実施した。

健全度調査は、予防保全型管理の候補とした施設、事後保全型管理施設のうち比較的規模の大きな施設について実施した。また、遊具については（一社）日本公園施設業協会において制定されている遊具の日常点検マニュアルに則り点検を行った。

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設（ 196 ）	16	111	62	7	
c. 土木構造物（ 11 ）	-	7	4	-	
d. 建築物（ 67 ）	3	44	13	7	
b. 遊具等（ 486 ）	38	199	229	20	
e. 設備機器類（ 17 ）	8	6	3	-	

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。

D判定およびC判定のうち使用見込み期間の9割を超えている施設について、更新の対象とし順次施設の更新を行っていくことにした。

(施設)

	緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設 (196)	32	37	127
c. 土木構造物 (11)	1	3	7
d. 建築物 (67)	10	10	47
b. 遊具等 (486)	159	86	241
e. 設備機器類 (17)	2	1	14

7. 対策内容と実施時期

①日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、職員や公園指定管理者により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修、もしくは更新を判定する。

清掃等は、公園指定管理者によるもののほか、地域住民や各種団体等による民間活力の活用を推進する。

a. 一般施設等、c. 土木構造物等、d. 建築物等

- ・ 日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

b. 遊具等

- ・ 日常点検及び定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・ 施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
- ・ 同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

e. その他設備等

- ・ 法で定める年1回実施する定期点検を健全度調査として活用する。

②公園施設の長寿命化のための基本方針

1. 予防保全型に類型した施設

- ・ 出来るだけ健全度がB判定の時点で適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・ 事後保全・予防保全の類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定する。
- ・ 毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設（a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物）については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・ 次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。

b. 遊具等、e. その他設備等

- ・ 日常点検及び定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・ 点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
- ・ 定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

d. 建築物等

- ・ 100㎡を越える特殊建築物は法で定める3年に1回以上の定期点検を実施し健全度調査として活用する。また、佐野市で定める建築物の補修、もしくは更新計画に従い長寿命化対策を実施する。

2. 事後保全型に類型した施設

- ・ 維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・ 日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う。
- ・ 使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.5倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1倍を基本とし、補正値をかけて算出された期間を採用する。

③維持管理コストの縮減に関する具体的な方針

今後も維持管理コストの負担が大きい状況が続くことが予想されることから、維持管理コスト縮減のためには、予防保全型管理を取り入れるだけでなく、施設量の見直しや適性配置等、さらなる取り組みが必要となる。

基本方針に定める公園の機能分担のほかにも、利用の少ない公園施設の撤去等、費用対効果に見合った施設のあり方を検討し、それに応じて年次計画の見直しも実施して行く。

④新技術等の活用

建築物等の補修については、足場や高所作業車を使用した詳細な劣化状況把握を行う前に必要に応じてドローンを活用した劣化状況把握を行い点検の効率化や工事コストの縮減を図る。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期など

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②＋③】	5,896,869 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	5,776,840 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	120,029 千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	589,687 千円

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は342,480千円である。

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔 2030 年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。
公園内施設の物理的状況と施設の利用状況を考慮し、今後、施設の廃止・集約化に向けた検討を実施する予定。